

令和3年3月24日

総合事業指定事業所 管理者 様  
地域包括支援センター 管理者 様

笠岡市健康福祉部長寿支援課

令和3年度介護予防・日常生活支援総合事業サービス報酬改定及び体制届等の提出期限  
について（通知）

平素より、本市の介護保険行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。  
さて、令和3年4月1日から介護予防・日常生活支援総合事業の厚生労働大臣が定める基  
準が改定されることに伴い、本市においても次のとおり改定しますのでお知らせします。

1 改定の内容について

○厚生労働省告示第七十二号

介護保険施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定め  
る基準を参照。

厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411\\_00034.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00034.html)

又は

笠岡市ホームページ

<http://www.city.kasaoka.okayama.jp/soshiki/21/34426.html>

に掲載しておりますので各事業所において内容をご確認ください。

なお、この改定に伴い体制届等の様式も改訂が予定されており、新しい様式につ  
きましては決まり次第本市ホームページに掲載いたしますのでよろしくお願いい  
たします。

2 令和3年4月1日から新たな加算等の算定を開始する場合の体制届の提出期限  
令和3年4月15日（木）とします。【特例】

※期限までに提出がなかった場合は令和3年4月1日に遡及できませんのでご  
注意ください。

3 その他

サービスコード表については3月末頃、サービスマスタは国保連で確認後4月末頃ホ  
ームページに掲載予定です。

【問い合わせ先】

笠岡市役所 長寿支援課 TEL : 0865-69-2139  
介護保険係・介護事業者指導係